



## 居場所事業は保育ではない？ 手厚い保育は民設クラブで

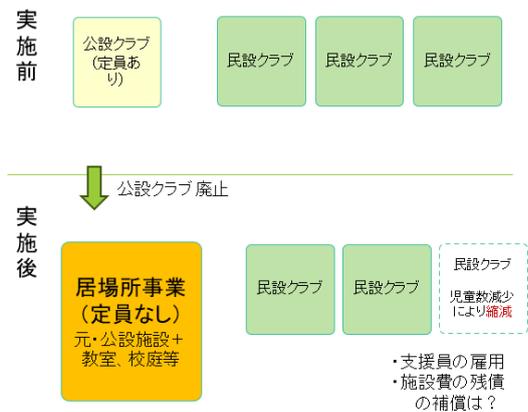
公設のクラブを廃止して替わりに行われる**放課後の施策がこのような基準でいいのか？**  
この問いに対し、行政側は居場所事業では今までの寄り添いの保育はできない旨の発言と、「これまで通りの一人ひとりに寄り添った保育は民設クラブに行っていたと」と答弁。

“子ども居場所事業には質を求めない”という驚きの回答だった。

また、市長は今後居場所事業を全校区に展開したいと考えているようだが、実際には空き教室の確保が難しい大規模校での実施は困難だ。

さいたま市の児童数は 2030 年ごろまでは増加するという見込みもあり、児童数が減少に転じた後ならば校内施設も用意できるかもしれないが、それまでも当然児童クラブを希望する児童は増える。行政としても居場所事業ができないならば既存の民設クラブに頼るしかないというのが実情で、その意味ではあてにしているとも言えるだろう。

しかし、居場所事業を実施するにあたり、同じ校区にある民設クラブへの影響について行政は、「縮減することが予想される」としながら、そこで働く職員の雇用や建設済みの施設の後処理については「これから検討する」という回答だ。委託事業という形で市に替わって**これまで子どもたちの放課後を支えてきた事業者＝保護者会に対する配慮はまるで感じられない。**



総じて、今回の一連の居場所事業に関しては、行政側の計画の拙速さが大きな問題となっている。待機児童対策にスピード感を持たせたいという意図はあるのだろうが、とても巧遅に勝るものとは思えない。さいたま市学童保育連絡協議会では、この事業が始まることで17時までの利用を希望する人など一定の層の需要が見込まれることから、事業自体に反対することはしないという立場をとっている。

しかし、上記の通りあまりにも事業の内容、今後の事業展開の予定等が不明瞭で、この状態では、R6年からモデルケースが実施されることには非常に不安が残る。

この4校区でのモデルケースが決定事項であるというのであれば、既存の民設クラブへの影響だけでなく、そこで過ごす子どもにどんな影響があるのか、子どもの生活の視点でもモデルケース検証作業の内容を精査することが必要だ。

また本当の意味で民設クラブに「手厚い保育」という、居場所事業とは異なる役割を持たせるのであれば、民設クラブの存続・運営に対しても手厚い補助を行うことが求められる。今後の行政、議会の今後注目していきたい。

